



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

787	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(危機管理・消防課).....	1
788	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	2
789	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	3
790	指定自立支援医療機関の変更	().....	3
791	労働条件等実態調査の実施	(労働政策課).....	4
792	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	5
793	建設業法に基づく営業停止処分	(技術調査課).....	5
794	採石業務管理者試験の実施	(砂防課).....	6

○ 公安委員会告示

27	遊泳区域の指定	7
28	雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	7
29	警備員指導教育責任者講習の実施	11

告 示

和歌山県告示第787号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地域	講習種別	講習日	講習時間	講習場所	
				会場名	所在地
有田	1	平成29年10月5日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
	2	平成29年10月5日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成29年10月6日	午前9時30分から	同上	同上
	1	平成29年10月17日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	2	平成29年10月17日	午後1時30分から	同上	同上

和歌山	3	平成29年10月18日	午前9時30分から	同上	同上
	2	平成29年10月18日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成29年10月19日	午前9時30分から	同上	同上
	1	平成29年10月19日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成29年10月20日	午前9時30分から	同上	同上
	3	平成29年10月20日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	平成29年11月2日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満44-1-8
	3	平成29年11月2日	午後1時30分から	同上	同上
田 辺	1	平成29年11月7日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	平成29年11月7日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成29年8月21日（月）から同月25日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第788号

平成29年度コンピュータウイルス対策システム賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定した

ので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度コンピュータウイルス対策システム賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社・リコージャパン株式会社コンソーシアム
（代表者）富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練塀町3番地
（構成員）リコージャパン株式会社
東京都港区芝三丁目8番2号
- 5 落札金額
33,950,664円（うち消費税及び地方消費税の額2,514,864円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年4月21日

和歌山県告示第789号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社ネオ	東牟婁郡那智勝浦町市野々2710-9	訪問看護	訪問看護ステーションフレ ッタ	平成 29.5.1

和歌山県告示第790号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日

うつみ薬局	海南市名高243-4	医療機関の名称	ツジムラ薬局	うつみ薬局	平成 29. 5. 1
-------	------------	---------	--------	-------	----------------

和歌山県告示第791号

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定により、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

労働条件等実態調査

(2) 目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。

2 調査対象の範囲

次に掲げる範囲に属する事業所

(1) 地域的範囲

和歌山県内全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する事業所

ア D 建設業

イ E 製造業

ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業

エ G 情報通信業

オ H 運輸業, 郵便業

カ I 卸売業, 小売業

キ J 金融業, 保険業

ク K 不動産業, 物品賃貸業

ケ L 学術研究, 専門・技術サービス業

コ M 宿泊業, 飲食サービス業

サ N 生活関連サービス業, 娯楽業

シ O 教育, 学習支援業

ス P 医療, 福祉

セ Q 複合サービス事業

ソ R サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の現況

イ 賃金、休暇等の状況

ウ 多様な働き方の導入状況

エ 定年制（高齢者雇用）の有無等

オ 育児及び介護休業制度の利用状況等

- カ パートタイム労働者の雇用状況
- キ 女性の活躍促進
- ク 人事及び労務管理の状況

(2) 基準となる期日

平成29年7月31日

4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

- (1) 常用雇用者が30人以上の全事業所（県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所）
- (2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約700事業所

5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式

6 報告を求める期間

調査票が到着した日から平成29年8月31日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、平成29年9月30日まで期間を延長するものとする。

和歌山県告示第792号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第793号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 平成29年6月14日
- 2 処分を受けた者
 - (1) 商号 フロンティアパワー株式会社
 - (2) 代表者氏名 中野栄次
 - (3) 主たる営業所の所在地 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目21番31号
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

5 期間

平成29年6月28日から同月30日までの3日間

6 処分の原因となった事実

フロンティアパワー株式会社は、建設業の許可を受けずに、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町において太陽光発電設備の設置工事を2億5千万円で請け負い、建設業を営んだ。

このことは、建設業法第3条第1項に違反し、同法第28条第2項に該当すると認められる。

和歌山県告示第794号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により第46回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成29年6月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

平成29年10月13日（金）午前10時から正午まで

(2) 場所

和歌山市茶屋ノ丁一丁目2番地1

和歌山県自治会館 304会議室

2 試験科目及び出題範囲

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項）

3 受験手続等

(1) 申込用紙の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成29年8月1日（火）から同年9月1日（金）までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分まで

イ 配布場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

各振興局建設部管理保全課

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験票（返信用62円切手を貼り付けること。）

ウ 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(3) 受験手数料

8,000円（和歌山県証紙を受験願書に貼り付けること。）

(4) 提出方法

受付期間内に簡易書留郵便により郵送すること。

なお、受付は郵送のみとし、持参、ファクシミリ、インターネット等による受付は行わない。

(5) 受付期間

平成29年9月1日（金）から同月12日（火）まで。ただし、受付期間中の消印があるものは受け付ける。

(6) 提出先

〒640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

4 合格者の発表等

(1) 合格発表日

平成29年11月2日（木）

(2) 発表の方法

ア 合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に合格者の受験番号を掲示する。

イ 受験者に対し郵送により合否を通知する。

5 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で総合得点を開示請求することができる。

開示を希望する者は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課に請求すること。

開示の期間は、平成29年11月2日（木）から同年12月1日（金）までの間（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。

6 問合せ先

和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課

各振興局建設部管理保全課

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第27号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成29年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
加太海水浴場	和歌山市加太	和歌山市加太（北丁）地先の海域で、「加太海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成29年6月24日から同年9月5日まで

和歌山県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成29年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成29年10月3日（火） 午前10時から正午まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成29年10月3日（火） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成29年10月3日（火） 午後2時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成29年10月5日（木） 午前10時から正午まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成29年10月5日（木） 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成29年11月2日（木） 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成29年11月7日（火） 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成29年11月9日（木） 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成29年11月14日（火） 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成29年11月16日（木） 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関する事。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関する事。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 雑踏の整理に関する事。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関する事。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 車両等の誘導に関する事。
- (エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関する事。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関する事。
- (エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関する事。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関する事。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する事。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。事前申出を行った者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	平成29年8月22日（火）から同月24日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務1級	平成29年8月28日（月）から同月30日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通
- エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

- ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書）
- イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係
電話番号 073-423-0110（内線3058）

和歌山県公安委員会告示第29号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成29年6月23日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

講習区分	講習期間	場所	定員
法第2条第1項第2号の業務（以下「2号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（2号）」という。）	平成29年9月7日（木）から同月15日（金）までの土曜日及び日曜日を除く7日間	和歌山市手平二丁目1番2号 和歌山ビッグ愛 （合同実施）	30名
2号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（2号）」という。）	平成29年9月12日（火）から同月15日（金）までの4日間		

2 講習の対象者

(1) 新規取得講習（2号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（2号）

2号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、受講申込書等提出時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に2号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受講を希望する者は、平成29年7月25日（火）から同月27日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時までの間）の間に、（3）の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（受講受付専用電話：073-423-3344）に、電話による受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行った者を受講予定者とする。

(2) 申込受付

(1) により、受講予定者となった者は、平成29年7月31日（月）から同年8月2日（水）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間）の間に、4及び5の必要書類等を和歌山県内の最寄りの警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

(3) 事前申出及び申込みに係る注意事項

ア 事前申出は、受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申込者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者からの受講を希望する者又は受講予定者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において講習の対象者の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に受講申込書等を提出しなかった場合には、受講予定者に決定していることを無効とする。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

(1) 新規取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の（1）のイに該当する者

2号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「2号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(イ) 2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の（1）のエに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の（1）のカに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(2) 追加取得講習（2号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 2号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 2の(2)に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

(ア) 2の(2)のイに該当する者

2号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(イ) 2の(2)のウに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

(ウ) 2の(2)のオに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

(エ) 2の(2)のイに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

(オ) 2の(2)のウに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び2号警備業務従事証明書 各1通

- (3) (1) 及び (2) に掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)のイ、ウ若しくはオ又は2の(2)のイ、ウ若しくはオに該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。この場合において、2の(1)のイに該当する者にあつては(1)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を、2の(2)のイに該当する者にあつては(2)のウの(イ)に掲げる履歴書の提出を省略することができる。

5 手数料

手数料は、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（2号） 38,000円
(2) 追加取得講習（2号） 14,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
(2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係
電話番号 073-423-0110（内線3058）